

## 第 4 2 号 議 案

### 職員の育児休業等に関する条例の一部を 改正する条例の制定について

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年亀岡市条例第 9 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 9 日 提出

亀 岡 市 長      桂    川    孝    裕

### 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年亀岡市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 0 条第 3 項中「第 6 1 条第 3 2 項において読み替えて準用する同条第 2 9 項」を「第 6 1 条の 2 第 2 0 項」に改める。

### 附   則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を  
改正する条例案要綱

- 1 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の育児休業等に関する条例における当該法律の引用箇所を改正すること。
- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行すること。